

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」について

平成22年8月

職業安定局雇用開発課 (水野 知親課長)

職業安定局地域雇用対策室 (福土 亘室長)

職業安定局建設・港湾対策室(堀井 奈津子室長)

職業安定局雇用政策課 (藤澤 勝博課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

施策中目標1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること

（施策小目標2）中小企業等の雇用管理の改善を支援すること

（施策小目標3）事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防すること

（施策小目標4）離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること

（施策小目標5）農林業等の分野における雇用改善・促進等及び介護の分野における雇用管理の改善等を図ること

(予算)

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	—	—	978 (927)	—	—
労働保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	—	—	298,417 (288,917)	735,642 (700,916)	811,038

※平成19年度以前は、予算組み替えのため算定不能

平成21年度以降は、雇用保険特別会計で算定

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し、雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している					
	①平均労働者数(人) (2人以上/平成21年度)	2.4	2.3	2.0	1.9	2.0
	達成率	【120%】	【115%】	【100%】	【95%】	【100%】
	②事業継続割合(%) (95%以上/平成21年度)	97.0	97.5	97.4	97.3	97.3
	達成率	【108%】	【103%】	【103%】	【103%】	【102%】
2	中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の平均求人充足率(%) (22%以上/平成21年度)	—	25.0	29.3	31.7	39.2
	達成率	【—%】	【114%】	【133%】	【144%】	【178%】
3	雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所(支給した後に倒産した等の事業所)に対して支給した額(%) (利用事業所の総支給額の10%以下/平成21年度)	8.73	2.06	—	—	—
	達成率	【127%】	【179%】	【—%】	【—%】	【—%】

4	求職活動等支援給付金による 離職後3か月以内の就職率 (%) (34%以上/平成21 年度)	34.4	34.5	34.1	35.0	23.8
達成率		【115%】	【101%】	【100%】	【102%】	【70%】
【調査名・資料出所、備考等】 ①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合は、雇用保険データにおける助成金 利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合で ある。 ②指標2 資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。 ③指標3 資料出所：職業安定局調べによる。 ※なお、助成金の利用後に、保険関係消滅事業所が判明するまで期間を要するため、現時点で は18年度までしか判明しない。 ④指標4 資料出所：職業安定局調べによる。						

(指標の分析：有効性の評価)

【有効性の観点】

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1について、平成21年度においては、受給資格者創業支援助成金を利用した法人等の設立から1年経過後の平均雇用労働者数は2.0人であり、また、事業を継続している割合も97.3%と目標を達成し、概ね有効に機能していると考えます。平成22年度からは、法人等の設立後1年以内に2人以上労働者を雇い入れた場合に、上乗せ助成を行う措置を図ったところであり、さらなる政策効果が期待されます。

指標2について、目標（アウトカム：22%）を上回る39.2%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したものと考えられます。

(2) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3について、本助成金を利用した事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の2.06%（10%以下）となっており、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえます。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4について、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図っているところです。

しかしながら、求職活動等支援給付金にかかる離職後3か月以内の平成21年度における就職率は23.8%と目標値を下回っていることから、より有効な再就職支援に向けて方策を検討いたします。

（効率性の評価）

（1）中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1については、①受給資格者の開始した事業及び雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、②創業に係る立ち上げの支援のため、迅速な資金供給が求められることから、支給を事業開始3か月後及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採るなど、効率的に行われています。

指標2については、事業協同組合等を通じた支援を行うことにより、個別に中小企業主の取り組みを支援するものに比べ雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広く行えたため効果的であったと考えます。

（2）事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3については、雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われています。

（3）離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4については、支給申請について、個々の支給対象労働者ごと又は一括で行うことができ、事業者のニーズに応じて選択できるようになっており、効率的に助成を行っているところであります。

（今後の方向性）

（1）中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成21年度実績は目標を達成し、中小企業等における創業・新分野進出に係る支援、雇用管理改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できます。また、中小企業基盤人材確保推進助成金については、今後、効率的、効果的な支援を行う観点から、支給対象とする分野を重点化するとともに、支給対象とする団体の数を絞り、その取組の成果を全国に普及させること等を検討しております。

（2）事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

雇用調整助成金に関する指標3について、実績は目標を上回っており、事業縮小の際の失業予防が有効かつ効率的に進んだものと評価できます。今後も施策を継続することとするが、今後の経済情勢や雇用情勢の推移を踏まえつつ、予算額を適切な水準とします。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

平成 21 年度は経済情勢等の悪化に伴い予算を大きく上回って支出されるなど、労働者の再就職支援の措置として有効に機能しているところであり、今後も本事業は必要不可欠な事業といえます。しかしながら、労働移動支援助成金に関する指標 4 については、実績がいずれも目標を下回っていることから、再就職の援助・促進が有効かつ効率的に進めるため、今後も不断の見直しを行い、予算額を適切な水準とします。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし